木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町 広域廃棄物処理事業協議会規程

(規約第21条第1項関係)

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市及 び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約(以下「規約」という。)第21条第1 項の規定に基づき、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、鴨川市、南房総市及 び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会(以下「協議会」という。)の担任する事務 の管理及び執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の名称及び位置)

第2条 規約第4条の規定により、協議会が担任する事務(以下「担任事務」という。)を管理し、及び執行する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
木更津市クリーンセンター	木更津市潮浜三丁目1番地
(木更津市環境部まち美化推進課内)	

(組織)

第3条 担任事務に従事する職員(以下「職員」という。)の組織構成は、原則として次のとおりとする。

木更津市職員(まち美化推進課長含む)2名

君津市職員 1名

富津市職員 1名

袖ケ浦市職員 1名

南房総市職員 1名

(職員の選任)

第4条 規約第3条に定めるところにより協議会を設ける市町(以下「関係市町」

という。)の市町長は、規約第10条第3項の規定により職員を選任するときは、職員選任通知書(別記様式第1号)により協議会の会長(以下「会長」という。) に通知するものとする。

(職員の解任)

- 第5条 会長は、前条の規定により選任した職員を当該職員の所属する関係市町 の長の求めにより解任したとき、又は、規約第10条第4項の規定により職員 を解任したときは、職員解任通知書(別記様式第2号)によりその旨を当該職員 が所属する関係市町の長に通知するものとする。
- 2 関係市町の長は、職員解任通知書を受けたときは、会長に速やかに新たな職員を選任しなければならない。

附則

この規程は、協議の整った日から施行し、平成31年4月1日から適用する。